

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要がないと認めるときは、同項各号に掲げる書類の提出の全部又は一部を省略させることができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則 (昭和56年6月30日いわき市規則第30号)

この規則は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月31日いわき市規則第17号)

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月31日いわき市規則第22号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月31日いわき市規則第14号)

1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に作成された帳票等で残存するものについては、当分の間、必要な調整をして引き続き使用することができる。

附 則 (平成7年3月28日いわき市規則第12号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月12日いわき市規則第49号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第4条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月26日いわき市規則第5号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月24日いわき市規則第47号)

この規則は、公布の日から施行する。

〇いわき市災害時におけるし尿くみ取料金の助成等に関する要綱
 昭和61年3月31日制定

いわき市災害時におけるし尿くみ取料金の助成等に関する要綱
 (趣旨)

第1条 この要綱は、災害によりくみ取便槽に冠水した者が当該冠水のために負担することとなるくみ取料金を(以下単に「冠水によるくみ取料金」という。)の助成に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「災害」とは、暴風、豪雨(雨量が1時間が150ミリメートル以上又は最大24時間で130ミリメートル以上の場合をいう。)、洪水、高潮、地震、津波その他異常な天然現象により生じる災害をいう。

(助成の方法等)

第3条 災害時におけるし尿収集は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条第1項の許可を受けた者に委託して行うものとする。

2 冠水によるくみ取料金は、従量制で算出するものとする。

3 許可業者は、冠水によるくみ取料金から助成額を控除した額を助成の対象となる者から徴収する。

4 前3項に定めるほか、助成の方法等については、許可業者との契約で別に定める。

第4条 助成の対象となる者は、災害によりくみ取便槽が冠水した者とする。

(助成額)

第5条 助成する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 通常人頭制でくみ取料金を算出する場合 冠水によるくみ取料金に相当する額(通常のかみ取料金を負担していない場合は、当該くみ取料金を冠水によるくみ取料金から控除した額)

(2) 通常従量制でくみ取料金を算出する場合 冠水によるくみ取料金に100分の50(災害救助法(昭和22年法律第118号)又はいわき市被災救助費支給条例(昭和42年いわき市条例第69号)の規定が適用される場合にあつては、100分の100)を乗じて得た額

附 則

この要綱は、昭和61年4月1日から実施する。

附 則 (平成11年2月19日)

この要綱は、平成11年2月19日から実施する。

附 則 (平成2年4月1日)
 この要綱は、平成2年4月1日から実施する。

附 則 (平成5年4月1日)
 この要綱は、平成5年4月1日から実施する。

附 則 (平成11年11月1日)
 この要綱は、平成11年11月1日から実施する。ただし、第4条第5項の改正規定及び第7条の次に2条を加える改正規定(第9条となる部分に限る。)は、平成12年4月1日から実施する。

附 則 (平成16年4月1日)

この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

附 則 (平成31年2月8日)

1 この要綱は、平成31年2月8日から実施する。
 2 この要綱の実施の際現に改正前のいわき市不法投棄等の防止に関する要綱第2号様式の規定により作成されたものとなす。

| | |
|-------|---|
| 平 | 8 |
| 小名浜 | 6 |
| 勿来 | 5 |
| 常磐 | 5 |
| 内郷 | 6 |
| 四倉 | 3 |
| 遠野 | 4 |
| 小川 | 4 |
| 好間 | 3 |
| 三和 | 6 |
| 田人 | 6 |
| 川前 | 4 |
| 久之浜大久 | 3 |

〇いわき市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、生ごみを自家処理するため、家庭用生ごみ処理機又は生ごみ自家処理容器(以下「処理機等」という。)を購入し、設置する者に対して予算の範囲内において、処理機等購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、一般家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化を図ることを目的とする。

(定義)

第1条の2 この要綱において、処理機等とは、次に掲げる機器及び容器で市長が認めたものをいう。
2 「家庭用生ごみ処理機」とは、機械的な動作を用いて、生ごみの減量化及び堆肥化することができる構造を有する機器をいう。

3 「生ごみ自家処理容器」とは、微生物を利用して生ごみを発酵させ、分解することにより、当該生ごみの減量化及び堆肥化することができる構造を有する容器で、次に掲げる容器をいう。

- (1) コンポスト容器
- (2) 密閉型容器
- 4 補助金の交付対象となる処理機等は新品(過去に購入され、又は使用されていない機器)とする。(補助の対象)

第2条 補助を受けることができる者は、処理機等を購入した者(事業者を除く。)のうち、次の各号の要件を備えている者(以下「購入者」という。)とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 処理機等を自ら使用し、これを適切に維持管理できる者
- (3) 減量化及び堆肥化された生ごみを自己の責任において処理することができる者
- (4) 市税を滞納していない者

(補助の額等)

第3条 補助の額は、次の各号に掲げる処理機等の区分に応じ、当該各号に定める額(100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。)とする。

- (1) 家庭用生ごみ処理機 生ごみ処理機器の購入費の2分の1以内(その額が1万5,000円を超えるときは1万5,000円。)の額とする。
- (2) 生ごみ自家処理容器 生ごみ処理機器の購入費の2分の1以内(その額が3,000円を超えるときは3,000円。)の額とする。
- 2 補助対象基数は、前項各号に掲げる処理機等の区分ごとに1世帯(同一世帯は1世帯とする。)当たり1基とする。ただし、密閉型容器(購入費が3,000円を超えないものに限る。)については、1世帯当たり1組(2基)以内とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、購入後6カ月以内に補助金交付申請書(第1号様式)に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

2 第1条の2第2項の家庭用生ごみ処理機の購入者にあつては、前項の補助金交付申請書に、市税を完納していることを証する書類(第2号様式)を添付しなければならない。

(着手届及び完了届の省略)

第5条 いわき市補助金等交付規則(昭和45年いわき市規則第24号。以下「規則」という。)第10条に規定する補助事業着手(完了)届の提出は、同条ただし書きの規定により提出を省略するものとする。

(補助事業等実績報告書の省略)

第6条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書の提出は、同条ただし書きの規定により省略するものとする。

(補助金の交付及び決定通知)

第7条 市長は補助金の交付の申請があつたときは、当該申請にかかる書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付を決定する。

2 市長は補助金の交付の決定をしたときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を記載した補助金交付決定通知書(第3号様式)をもって申請した者に通知する。(補助金の返還命令)

第8条 市長は、次の各号の一に該当するときは、補助金の決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。(再度の補助金交付申請)

第9条 この要綱に基づき補助金の交付を受けた者又は交付を受けたものと同一世帯に属する者は、当該補助金の交付を受けた日から、5年を経過した後でなければ、再びこの要綱に基づく補助金の交付申請をすることができない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年5月18日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成10年7月1日から実施し、第7条及び第8条の規定については、平成10年5月25日から適用する。

2 この要綱の実施の際、現に改正前のいわき市生ごみ自家処理容器購入費補助金交付要綱(以下「改正前の要綱」という。)第4条の規定によりなされた申請については、改正後のいわき市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱の規定によりなされたものとみなす。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から施行する。

ただし、今回の改正による第2条に該当する処理機等については、令和6年4月1日以降に購入した処理機等とする。

令和6年度 一般廃棄物（ごみ）処理実施計画 ～将来世代に引き継ぐごみゼロいわき～

目次

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1章 基本事項 | 1 |
| 1 計画の目的 | 1 |
| 2 計画期間 | 1 |
| 3 計画区域 | 1 |
| 4 廃棄物の区分と種類 | 1 |
| 5 ごみの処理主体 | 1 |
| 6 ごみ処理の基本体系 | 2 |
| 第2章 「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」を実現するための施策 | 3 |
| 取組の柱1 ごみ減量の更なる推進 | 3 |
| 取組の柱2 ごみの適正処理による資源循環型社会の推進 | 6 |
| 取組の柱3 安定的・効率的なごみ処理体制の構築 | 7 |
| 第3章 ごみ減量・資源化の目標 | 9 |
| 1 ごみ処理見込量 | 9 |
| 2 数値目標 | 9 |
| 第4章 ごみの処理体制 | 10 |
| 1 収集・運搬計画 | 10 |
| 2 中間処理計画 | 17 |
| 3 最終処分計画 | 17 |
| 4 許可計画 | 18 |

令和6年3月
いわき市

第1章 基本事項

1 計画の目的

本計画は、「将来世代に引き継ぐみゼロいわき」の具現化を目指す「いわき市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の目標を達成するため、ごみ減量の更なる推進、ごみの適正処理による資源循環型社会の推進、安定的・効率的なごみ処理体制の構築など、令和6年度において必要な施策を定めるものである。

2 計画期間

本計画の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

3 計画区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とする。

4 廃棄物の区分と種類

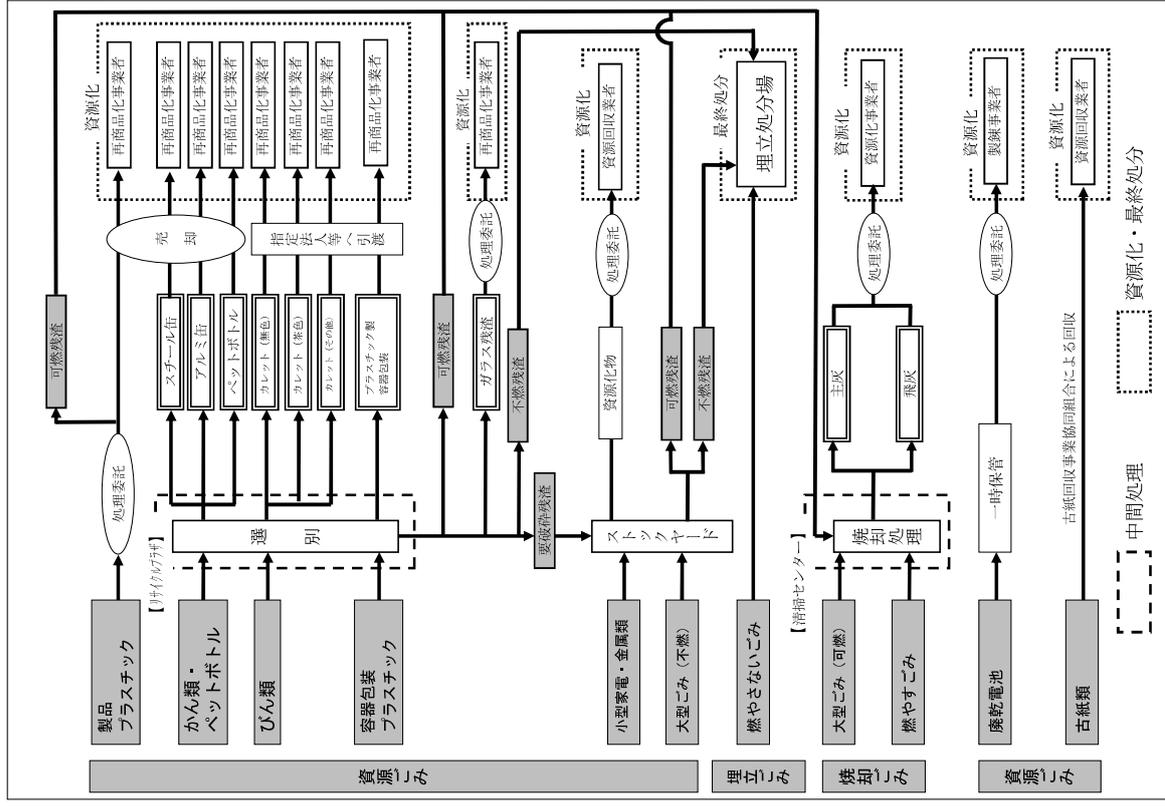
本計画において本市が処理する廃棄物は、市内で発生する一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）であり、一般家庭から排出される「家庭系ごみ」及び事業活動に伴って排出される「事業系ごみ」（多量排出事業者から排出されるものを除く。）とする。
ただし、本計画で定める「市で処理できないごみ」及び「市で処理を行わないもの」は、除くものとする。

5 ごみの処理主体

| 分別区分 | 収集・運搬 | 中間処理 | | 最終処分 |
|------------------|-------------------------------|------------------|---------------------|-------|
| | | 主体 | 処理方法 | |
| 燃やすごみ 犬、猫等の死体 | 市(委託)、排出者又は許可業者 市(委託)又は排出者 | 市(直営) | 焼却(焼却灰は資源化) | — |
| 燃やさないごみ | 市(委託)、排出者又は許可業者 | — | — | 埋立て |
| かん類・ペットボトル | 市(委託)、排出者又は許可業者 | 市(直営) | 資源化 | 残渣埋立て |
| びん類 | 市(委託)、排出者又は許可業者 | 市(直営) | 資源化 | 残渣埋立て |
| 容器包装プラスチック | 市(委託)、排出者又は許可業者 | 市(直営) | 資源化 | 残渣埋立て |
| 製品プラスチック | 市(委託)、排出者又は許可業者 | 業者委託 | 委託処理により資源化 | — |
| 小型家電・金属類 | 市(委託)、排出者又は許可業者 | 業者委託 | 委託処理により資源化 | — |
| 大型ごみ | 市(委託)、排出者又は許可業者 | 可燃 不燃 業者委託 | 破碎、焼却 委託処理により資源化 | 残渣埋立て |
| 廃乾電池 | 市(委託) | 業者委託 | 委託処理により資源化 | — |

※ 「犬、猫等の死体」の分別区分は、「燃やすごみ」となる。
※ 他に「古紙類」、「新聞紙」、「政ボール」、「雑紙」、「紙バッグ」、「その他の紙」の5品目があり、ごみの分別区分としては、10分別14品目（環境省一般廃棄物処理事業実態調査の考え方では14分別）となる。

6 ごみ処理の基本体系



第2章 「将来世代に引き継ぐごみゼロいわき」を実現するための施策

取組の柱1 ごみ減量の更なる推進

主要な施策1-1 家庭系ごみ減量の推進

(1) 生ごみ発生・排出の抑制

| 項目 | 内容 |
|------------------|--|
| 家庭用生ごみ処理機等購入費補助金 | 生ごみの自家処理を促進するため、生ごみ処理機や生ごみ処理容器、コンポスト容器を購入した市民の購入費用の一部を補助する。 |
| ダンボールコンポスト市民講座 | 生ごみの減量に向け、家庭で気軽に始められるダンボールを利用したコンポストの普及促進のため、コンポストの作成・利用方法に関する講座を実施する。 |
| ごみ減量キャンペーン | 主に生ごみの減量に向け、各種イベントや街頭啓発により、水切りの励行の促進など、ごみの排出抑制を呼びかけるキャンペーンを実施する。 |

(2) リユースの推進

| 項目 | 内容 |
|---------|---|
| リユースの推進 | 市民の積極的な再使用の実践を図るため、「リサイクルプラザザクリンピーの家」において不用品の再生・提供等を行うほか、リサイクルショップ、フリーマーケット等の利用促進を図るためにホームページ、広報紙などを活用しての周知・啓発等について調査・検討する。 |

(3) 環境意識の高揚

| 項目 | 内容 |
|------------------------|---|
| 市民の自主的な美化活動支援 | 美化活動に関する市民協働の取組として長年の実績がある「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動」やボランティアで美化活動をする「クリンピー応援隊」に対し、清掃用具の支給・集めたごみの処理などの支援を行う。 |
| 南部清掃センターの見学 | 南部清掃センターにおいて、ごみ焼却処理の様子の見学やごみの収集から焼却までの工程を解説することなどにより、市民のごみ減量や分別などに対する意識醸成を図る。 |
| リサイクルプラザザクリンピーの家における取組 | |
| リサイクル教室 | 牛乳パック、空きびん等を活用したリサイクル教室を開催し、ごみ減量・リサイクルに対する市民意識の醸成を図る。 |
| 修理再生品提供 | 市民から不要となった自転車や家具類等を回収し、修理した後、定期的に市民に提供し、耐久消費財の長期使用の意識醸成を図る。 |
| リサイクルプラザの見学 | 資源選別の様子やリサイクルの仕組みを解説することにより、市民のごみの分別やリサイクルなどに対する意識醸成を図る。 |

| 項目 | 内容 |
|-----------------|--|
| リサイクルフェアの開催 | いわき市内において環境産業を担う事業者等の出展やフリーマーケットなどによるエコイベントを開催し、市民のごみ減量リサイクルに対する関心を高める。 |
| 「ごみのおはなし」の作成・配布 | 児童期より、本市のごみ処理の現状について理解を深め、ごみ減量意識の啓発を図るため、副読本を作成し、市内の小学4年生全員に配布する。 |
| 清掃事業概要の作成 | 本市のごみ処理の現状やごみ減量リサイクルの取組について、理解を深めてもらうため、ごみ処理施設の概要等を取りまとめた資料集を年報として作成し、ホームページ等で周知する。 |
| 様々な広報媒体による情報提供 | 本市のごみ処理の現状やごみ減量リサイクルに関する情報をホームページやごみ分別アプリ、広報いわきへ掲載し情報提供する。また、ごみ減量リサイクルの推進に向け、市民や事業者に効果的に情報を発信し、共有していくための広報戦略のあり方を検討する。 |
| 出前講座の開催 | 本市のごみ処理の現状やごみの分別方法について市民に解説するとともに、ごみの減量リサイクルに関する意見交換をし、市の施策立案の参考にする。 |

主要な施策1-2 事業系ごみ減量の推進

(1) 多量排出事業者に対する指導

| 項目 | 内容 |
|---------------------------------|---|
| 事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導 | いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例に基づき、事業用大規模建築物所有者又は管理者から、事業系一般廃棄物の減量に関する計画（事業系一般廃棄物減量計画書）の提出を求める。また、計画書に基づき、廃棄物の排出抑制、再利用、適正処理等が実施されている状況を実地確認するとともに、事業系一般廃棄物の減量策等の情報提供を行う。 |

(2) 少量排出事業者の3Rの推進【重点プロジェクト】

| 項目 | 内容 |
|---------------------|--|
| 少量排出事業者のごみ排出実態調査の実施 | 事業系ごみ量全体の8割以上を排出している少量排出事業者について、市内の収集運搬許可業者を通じて、ごみ排出に係る実態調査を行い、その調査結果に基づき、事業者へ対し廃棄物の排出抑制、再利用、適正処理等が実施されている状況を実地確認する。 |
| 環境産業技術等の情報提供 | 少量排出事業者に環境産業における先進的な技術等の情報提供を行い、食品残渣等の民間でのリサイクル処理を促進するなど、少量排出事業者の3Rの推進を図る。 |

③ 事業系ごみの適正排出の徹底

| 項目 | 内容 |
|----------------------------|---|
| 施設における搬入物検査の実施及び不適正搬入者への指導 | 清掃センター、クリンビンの森及びクリンビンの丘において、パッカー車を含めた搬入不適物（産業廃棄物：廃プラスチック等、搬入規制物：事業系古紙等）の検査を実施し、不適正搬入者に対しては必要な指導を行う。 |
| 排出事業者への適正排出の周知・啓発 | 一般廃棄物収集運搬業許可業者から提出される一般廃棄物処理業実績報告書を基に、適正排出が行われているかを確認し、一般廃棄物収集運搬業許可業者と協働により、排出事業者への適正排出の周知・啓発を行う。 |

主要な施策1-3 食品ロス削減の推進

食品ロスの削減に向けた取組

| 項目 | 内容 |
|------------|--|
| 家庭での食品ロス削減 | 家庭での食品ロスを削減するためには、食品を無駄なく大切に消費する必要があることから、食品の使いきりや料理の食べきりなど、ごみとして排出しないという市民意識の醸成を図るとともに、フードドライブ等の推進を図る。 |
| 事業系の食品ロス削減 | 事業系の食品ロス削減に向けて、食べ残しを減らす「3010運動」の実践を呼びかける卓上POPを市内の飲食店や宴会場、宿泊施設等に配布し、協力を依頼するほか、「福島県食べ残しゼロ協力店」の市内事業者の加入促進を図る。 |

取組の柱2 ごみの適正処理による資源循環型社会の推進

主要な施策2-1 リサイクルの推進

(1) 埋立ごみゼロに向けたリサイクル処理の推進

| 対象物 | 内容 | 処理方法 |
|--------------------|---|--|
| 焼却灰 (飛灰・主灰) | 各清掃センターで焼却により発生した灰のうち、集塵装置で捕集されたばいじん（飛灰）、灰の底にたまる燃え殻（主灰） | 民間処理業者で土木資材等として再資源化 安定的な処理体制を維持しながら、全量リサイクルを図る。 |
| 資源選別残渣 | リサイクルプラザにおけるびん等の資源選別に伴い発生するガラス残渣 | 民間処理業者で土木資材等としての再資源化を図る。 |
| 陶磁器 ガラス 側溝土砂 | 陶磁器・ガラスなどの直接埋め立てている「燃やさない」ごみや市民総ぐるみ運動により発生する側溝土砂について、回収方法や再資源化の方法等を調査・検討する。 | |

(2) 焼却ごみ減量に向けたリサイクル処理の推進【重点プロジェクト】

| 項目 | 内容 |
|-----------------------|---|
| 環境産業との協働によるバイオマス事業の推進 | 現在、清掃センターで焼却処理されている食品残渣・剪定草等のバイオマスについて、民間におけるリサイクル処理の流れを推進するための方法等を調査・検討する。 |

主要な施策2-2 分別の徹底

ごみ分別の徹底

| 項目 | 内容 |
|-----------------------|--|
| 違反ごみステッカーの貼付及び取り残しの実施 | ごみの適正分別、適正排出の徹底を図るため、違反内容を明示した違反ごみステッカーを貼付し、取り残しを実施する。 |
| 家庭ごみの収集カレンダー等に基づく周知啓発 | ごみの適正な分別排出や減量化を進めるため、「家庭ごみの収集カレンダー」や、「家庭ごみの分け方・出し方ハンドブック」、「ごみ分別アプリ」、「AI チャットボット」などを活用しての周知啓発を図る。 |
| ごみ質組成分析の実施 | 市民の分別排出の状況を把握し、適正排出の徹底とごみ減量化・再資源化のための施策運営に向けた基礎資料等とするため、集積所における組成を調査する。 |

取組の柱3 安定的・効率的なごみ処理体制の構築

主要な施策3-1 安定的なごみ処理体制の整備

(1) ごみ処理施設の長寿命化

| 項目 | 内容 |
|-------------|--|
| ごみ処理施設の長寿命化 | 最終処分場「クリンビーの森」について、埋立期間の延長に際して、その維持管理に必要となる水処理施設の長寿命化対策を講じる。 |

(2) 新たなごみ処理施設の整備に向けた調査・検討【重点プロジェクト】

| 項目 | 内容 |
|----------------|--|
| 最終処分場整備の調査・検討 | 一般廃棄物最終処分場整備基本計画に基づき、埋立可能な残容量の減少や、多発する自然災害を踏まえ、安定的なごみ処理体制の構築に向け、長期的な視点から、新たな最終処分場の整備について調査・検討する。 |
| 焼却処理施設整備の調査・検討 | 今後進行する焼却処理施設の老朽化を見据え、長期的な展望に立った施設のあり方（将来的な施設の更新又は統廃合）を調査・検討する。 |

(3) 処理困難物の適正処理に向けた調査・検討

| 項目 | 内容 |
|---------------------|---|
| 処理困難物の適正処理に向けた調査・検討 | リチウムイオン電池使用製品などの処理困難物の適正処理に向け、収集運搬や処分の方法を調査・検討する。 |

主要な施策3-2 効率的なごみ処理の推進

(1) 一般廃棄物会計基準によるコスト分析

| 項目 | 内容 |
|-------------------|---|
| 一般廃棄物会計基準によるコスト分析 | 環境省「一般廃棄物会計基準」に基づき、経営管理の基本となるコストの可視化と分析を継続する。 |

(2) 民間活力の導入

| 項目 | 内容 |
|-----------------------|---|
| ごみ処理における民間活力の導入の調査・検討 | 環境産業に関する技術を持った事業者の集積を活かした民間におけるリサイクル処理の推進や、ごみ処理施設の整備・運営にあたっての公民が連携した公共サービス提供スキームである PPP 活用など、様々な場面の民間活力導入について調査・検討する。 |

主要な施策3-3 災害廃棄物の処理体制の整備

災害廃棄物の円滑な処理体制の整備【重点プロジェクト】

| 項目 | 内容 |
|--------------|---|
| 災害廃棄物処理体制の構築 | 令和4年度に策定した「災害廃棄物処理計画」に基づき、発災時の迅速な対応を目的として、災害時の応援協定締結の民間団体等と訓練を実施する。また、市民への災害廃棄物処理に対する意識啓発のため、災害廃棄物処理ハンドブックを通し、ホームページ等で周知する。 |

第3章 ごみ減量・資源化の目標
1 ごみ処理見込量

(単位：トン)

| 区分 | 令和3年度実績量 | 令和4年度実績量 | 令和5年度処理見込量 | 令和6年度計画上の見込み量 |
|------|----------|----------|------------|---------------|
| 焼却ごみ | 100,319 | 98,485 | 99,456 | 101,290 |
| 埋立ごみ | 1,454 | 1,716 | 1,537 | 2,339 |
| 資源ごみ | 10,826 | 9,709 | 9,655 | 8,450 |
| 古紙類 | 5,951 | 5,516 | 5,106 | 5,102 |
| 総排出量 | 118,350 | 115,406 | 115,754 | 117,181 |

※ 令和5年度実績見込量について、集計が完了していない月は前年度実績量を見込量として算出。
 ※ 令和6年度見込量は、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の現状推移予測値による。
 ※ 端数処理の関係で、合計が一致しない場合がある。

【令和5年度の実績見込】

- ・ 令和5年度の総排出量は、令和4年度実績と比べて348トン（0.3%）の増が見込まれる。
- ・ 前年度比較して焼却ごみが増加したのは令和5年台風第13号による災害廃棄物の処理が発生したためと考えられる。

【令和6年度の方針】

- ・ 生ごみ発生・排出の抑制や食品ロス削減に向けた現在実施している取り組みを引き続き実施する。
- ・ 家庭で気軽に始められるダンボールを利用したコンポストの普及促進のため、市民講座を開講する。
- ・ 適正な分別を徹底するために、ごみ質組成調査を実施する。

2 数値目標

| 指標名 | R4実績 | R7中間目標 | R12最終目標 |
|--------------|----------|----------|----------|
| 1人1日あたりごみ排出量 | 971g/人・日 | 960g/人・日 | 900g/人・日 |
| 焼却ごみ量 | 98,465トン | 94,900トン | 85,600トン |
| 埋立処分量 | 1,716トン | 2,400トン | 2,000トン |
| リサイクル率 | 22.8% | 25%以上 | 22%以上 |

第4章 ごみの処理体制
1 収集・運搬計画
(1) 市が収集するごみ
ア 家庭系ごみ（家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物）

| 項目 | 廃棄物の具体例 | 排出方法 | 収集方法 | 処理方法 |
|------------|---|---|--------------------------|--|
| 燃やすごみ | 生ごみ、資源化できない紙くず、木くず、繊維くず、皮革類（合成も含む）、ゴム製品、靴、紙おむつ（汚物を取り除いたもの）等 | ① 市の規格袋に収納し、市長が承認した集積所に排出する。 ② 排出は、収集日を朝とし、午前8時30分までとする。 | 別に定める収集区域別に、収集日を定めて収集する。 | 北部又は南部清掃センターで焼却する。 焼却灰は、資源化又は埋立処分する。 |
| 燃やさないごみ | ガラス、東洋酒用の空きびん、朝来町の空きびん、香水の空きびん、陶器、せともの、電球、ホットカーペット（本体部分）、鏡等 | ① 「燃やすごみ」と同じ。 ② 「燃やすごみ」と同じ。 ③ 割れたガラスなどの危険物は、紙等に包み、「危険」と表示すること。 | 収集回数 は、6週に1回とする。 | クリンビーの森又はクリンビーの森丘に搬入した後、埋立処分する。 |
| 資源ごみ | 飲料用空きかん、缶詰用空きかん、調味料用空きかん、飲料用ペットボトル、形影利用等スプレー式空きかん、缶びんのふた、缶詰のふた、ビール瓶などの冠蓋 | ① 「燃やすごみ」と同じ。 ② 「燃やすごみ」と同じ。 ③ キャップをはずし、中を水ですすいでから、市の規格袋に収納し、排出する。 | 収集回数 は、2週に1回とする。 | リサイクルプラザザクリンビーの森において選別し、資源化する。 |
| びん類 | 飲料用空きびん、乗の空きびん（飲み薬）、化粧用空きびん、調味料用空きびん | ① 「燃やすごみ」と同じ。 ② 「燃やすごみ」と同じ。 ③ キャップをはずし、中を水ですすいで、市の規格袋に収納し、排出する。 | 収集回数 は、6週に1回とする。 | リサイクルプラザザクリンビーの森に埋立処分する。 |
| 容器包装プラスチック | カップ、パック、トレイ、ボトル（ペットボトルを除く）、ラック、フィルム、袋、キャップ等のプラスチック製容器包装 | ① 「燃やすごみ」と同じ。 ② 「燃やすごみ」と同じ。 ③ 食品残渣等の異物を水洗いし、拭き取った後、排出する。 | 収集回数 は、1回とする。 | 可燃残渣は清浄処理し、資源化する。不燃残渣はクリンビーの森に埋立処分する。 |
| 製品プラスチック | プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品 | ① 「燃やすごみ」と同じ。 ② 「燃やすごみ」と同じ。 | 収集回数 は、6週に1回とする。 | 売却し、資源として活用する。 |
| 小型家電・金属類 | 掃除機、放電器、ボット、なべ（ホーロー製含む）、フライパン、ワープロ、ラジカセ、三輪車、ドライヤー、時計、電話機等 刃物などの金属製品、小さい金属製品、その他の金属製品 | ① 「燃やすごみ」と同じ。 ② 「燃やすごみ」と同じ。 | 別に定める収集区域ごとに収集日を定めて収集する。 | 山田粗大ごみステーションにおいて選別し、専門業者に処理委託する。 |
| 乾電池 | 使用済みの筒型乾電池（ボタン型、充電池は除く。） | ① 中身の見える袋に入れて、市長が承認した集積所に排出する。 ② 「燃やすごみ」と同じ。 | 収集回数 は、年2回とする。 | 八日十日埋立処分地及び山田粗大ごみステーション、南部清掃センター、山田粗大ごみステーションで一時保管後、専門業者に処理委託する。 |

※ 排出方法の①は、ごみ袋・排出場所 ②は、ごみ時間 ③は、注意点を示す。

| 項目 | 廃棄物の具体例 | 排出方法 | 収集方法 | 処理方法 |
|------------------------|--|---|--------------------------------|---|
| 大型ごみ | タンス、自転車、机、椅子、ソファ等、長さが60cm以上180cm未満又は重さが10kg以上50kg未満のもの、及び、市が指定した品目（ファンヒーター、グリン付ガスアンプ、リールレンジ、チャイルドシート）。ただし、スプリング入りマットレスについては、長さが210cm以下のもの。 | ① 大型ごみ受付センターに申込み、条約で定める大型ごみの品目に係る手数料の額に応じた枚数の「大型ごみ回収処理手数料納付券」を購入、氏名を記入し、当該大型ごみに貼付の上排出する。 ② 「燃やすごみ」と同じ。 | 申込み日、曜日、時刻を定めて収集する。日曜日の週5日とする。 | 北部又は南部清掃センターで焼却する。 焼却不可能な物は、市が収集する家庭ごみの小型家電・金属類と同じ。 なお、木質ごみの再資源化処理について検討する。 |
| 犬・猫等の死体 ※分別区分上は「燃やすごみ」 | 犬・猫等の死体（60cm未満のもの。） | ① 収集担当窓口に直接申込み、指定された場所に排出する。 ② 排出は指定された日時とする。 | 申込みごとに、随時収集日時を定めて収集する。 | 「燃やすごみ」と同じ。 |

※ 集積所に排出できる基準は、大型ごみを除き、長さが60cm未満で重さが10kg未満のものとする。
※ ひとつの世帯が1回の収集で排出できる量の基準は、市規格袋で2袋程度とする。

イ 事業系ごみ（事業活動に伴って生じた廃棄物）

| 項目 | 廃棄物の具体例 | 排出方法 | 収集方法 | 処理方法 |
|------------------------|---|--|-----------------------------|--|
| 燃やすごみ | 資源化できない紙くず、茶がら等の雑ごみ、飲食店・食店から排出される残飯・野菜くず、魚介類等の野菜くず・魚介類等 | ① 条約で定める額の事業者用袋を購入して、ごみを収納し、記名の上、市長が承認した集積所に排出することができる。 ② 排出は、収集日当日の朝とし、午前8時30分までとする。 | 別に定めて収集する。区域ごと、収集日に定めて収集する。 | 北部又は南部清掃センターに搬入した後、焼却する。焼却灰は理立処分又は資源化する。 |
| 燃やさないごみ | 産業廃棄物に相当 | | | |
| かん類・ペットボトル | 産業廃棄物に相当（⇒P15収集・運搬計画の注意点参照） | | | |
| びん類 | 産業廃棄物に相当（⇒P15収集・運搬計画の注意点参照） | | | |
| 資源ごみ | 産業廃棄物に相当（⇒P15収集・運搬計画の注意点参照） | | | |
| 容器包装プラスチック | 産業廃棄物に相当 | | | |
| 製品 | 産業廃棄物に相当 | | | |
| 小型家電・金属類 | 産業廃棄物に相当 | | | |
| 廃乾電池/大型ごみ | 産業廃棄物に相当 | | | |
| 犬・猫等の死体 ※分別区分上は「燃やすごみ」 | 犬・猫等の死体（60cm未満のもの。） | ① 収集担当窓口に直接申込み、指定された場所に排出する。 ② 排出は、指定された日時とする。 | 申込みごとに、随時収集日時を定めて収集する。 | 「燃やすごみ」と同じ。 |

※ 集積所に排出できる基準は、長さが60cm未満で重さが10kg未満のものとする。
※ ひとつの世帯が1回の収集で排出できる量の基準は、事業者専用袋で10袋程度とする。

② 古紙回収業者（いわき市古紙回収事業協同組合）が回収する古紙類
ア 家庭から出される古紙類

| 項目 | 資源化できる古紙類 |
|------|--|
| 具体例 | 家庭の日常生活に伴って生じたカテゴリー誌、紙バック、雑誌、書籍、新聞紙、段ボール、チラシ、ボール紙、紙袋、包装紙等。（ただし、汚れが落ちない紙（ティッシュ、トイレレットペーパー、強い臭いがついた紙（線香の箱など）、油を通さない紙（アイスのカップなど）、シール加工などの特殊な紙（シール、ステッカー、ガムテープ、写真など）を除く。） |
| 排出方法 | 「新聞紙」「段ボール」「雑誌」「紙バック」「その他の紙」の5種類に分けて、ひもで束ねて（「その他の紙は紙袋に入れてホチキス留めも可）、市長が承認した集積所に出す。紙バックは、水洗い後、切り開いて平たくのばして乾燥させてから、束ねて出す。紙箱は平たく畳む。 排出は、回収当日の朝とし、午前8時30分までとする。回収日が雨天のときは、翌週の同じ曜日に排出する。翌週も雨天のときは、翌月の回収日に出す。 別記で定める回収区域ごとに、回収日を定めて回収する。 回収回数は、月1回とする。 |
| 処分方法 | 紙製品の原料等として、リサイクルされる。 |

※ 事業所等から排出される資源化できる古紙類（新聞紙、段ボール、雑誌、紙バック、その他の紙）は、次の条件を全て満たした場合に限り、集積所への排出を認めることとする。
1 住居兼事務所などの小規模事業者であること。
2 排出する古紙の量が、集積所の整理整頓を保つことができる、ごく少量であること。
3 集積所の管理者の了解を得ていること。

③ 自己搬入するごみ
ア 家庭系ごみ（家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物）

| 項目 | 廃棄物の具体例 | 搬入方法 | 処理方法 |
|------------------------|--|---|--------------------------------|
| 燃やすごみ | 燃やすごみとして市が処分するごみ（引越した時のごみ、庭木の伐採に伴うごみ等） | 排出者自らが、直接北部又は南部清掃センターに搬入し、条約で定められた処理手数料を納入する。 | 市が収集する家庭系ごみに同じ。 |
| 燃やさないごみ | 燃やさないごみとして市が処分するごみのうち、一時的に多量に出るごみ（引越した時のごみ等） | 排出者自らが、直接クリンビーの丘又はクリンビーの森に搬入し、条約で定められた処理手数料を納入する。 | |
| 資源ごみ | かん類・ペットボトル | 資源ごみのうち、一時的に多量に出るかん類・ペットボトル | 排出者自らが、直接リサイクルプラザクリンビーの家に搬入する。 |
| | びん類 | 資源ごみのうち、一時的に多量に出るびん類 | |
| | 容器包装プラスチック | 資源ごみのうち、一時的に多量に出るプラスチック製容器包装 | |
| | 製品 | プラスチック製容器包装以外のプラスチック製品 | |
| 小型家電・金属類 | 小型家電・金属類 | 資源ごみのうち、一時的に多量に出る小型家電・金属類 | 排出者自らが、直接山田組大ごみステーションに搬入する。 |
| | 廃乾電池 | 廃乾電池 | |
| 大型ごみ | 大型ごみとして市が処分するごみ | 燃やす大型ごみは、北部又は南部清掃センター（破砕機へ投入する。）へ、燃やさない大型ごみは、山田組大ごみステーションへそれぞれ直接搬入し、条約で定められた手数料を納入する。 | |
| 犬・猫等の死体 ※分別区分上は「燃やすごみ」 | 犬・猫等の死体（60cm未満のもの。） | 搬入者自らが、直接南部清掃センターに搬入し、条約で定められた処理手数料を納入する。 | |

イ 事業系ごみ（事業活動に伴って生じた廃棄物）

| 項目 | 廃棄物の具体例 | 搬入方法 | 処理方法 |
|------------|-----------------------------|---|--------------------------------------|
| 燃やすごみ | 燃やすごみとして市が処分するごみのうち、多量に出るごみ | 排出者自らが、直接南部清掃センターに搬入し、条例で定められた処理手数料を納入する。 | 南部清掃センターに搬入した後、焼却する。焼却灰は理立処分又は資源化する。 |
| 燃やさないごみ | 産業廃棄物に相当 | | |
| かん類・ペットボトル | 産業廃棄物に相当 | ⇒P15収集・運搬計画の注意点参照 | |
| びん類 | 産業廃棄物に相当 | ⇒P15収集・運搬計画の注意点参照 | |
| 資源ごみ | 容器包装プラスチック製品 | 産業廃棄物に相当 | ⇒P15収集・運搬計画の注意点参照 |
| | プラスチック製品 | 産業廃棄物に相当 | ⇒P15収集・運搬計画の注意点参照 |
| | 小型家電・金属類 | 産業廃棄物に相当 | |
| | 廃乾電池 | 産業廃棄物に相当 | |
| 大型ごみ | 産業廃棄物に相当 | | |
| 犬・猫の死体 | 犬・猫等の死体（一般廃棄物に限る） | 搬出者自らが、直接北部又は南部清掃センターに搬入し、条例で定められた処理手数料を納入する。 | 市が収集する事業系ごみに同じ。 |

ア 家庭系ごみ（家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物）

| 項目 | 廃棄物の具体例 | 処理方法 |
|------------|---|--------------------------------------|
| 燃やすごみ | 燃やすごみとして市が処分するごみのうち、一時的に多量に出て、自己搬入できないごみ（引越し時のごみ、庭木の伐根に伴う等） | 市で許可している一般廃棄物（ごみ）処理業者へ処理（収集運搬）を依頼する。 |
| 燃やさないごみ | 燃やさないごみとして市が処分するごみのうち、一時的に多量に出て、自己搬入できないごみ（引越し時のごみ等） | |
| かん類・ペットボトル | 資源ごみのうち、一時的に多量に出て、自己搬入できないかん類・ペットボトル | |
| びん類 | 資源ごみのうち、一時的に多量に出て、自己搬入できないびん類 | |
| 資源ごみ | 容器包装プラスチック製品 | 資源ごみのうち、一時的に多量に出て、自己搬入できないプラスチック製品 |
| | プラスチック製品 | 資源ごみのうち、一時的に多量に出て、自己搬入できない製品 |
| | 小型家電・金属類 | 資源ごみのうち、一時的に多量に出て、自己搬入できない小型家電・金属類 |
| 大型ごみ | 大型ごみのうち、一時的に多量に出て、自己搬入できないごみ | |
| 資源ごみ | 廃乾電池 | |
| 犬・猫の死体 | ※分別区分上は燃やすごみ | |

イ 事業系ごみ（事業活動に伴って生じた廃棄物）

| 項目 | 廃棄物の具体例 | 処理方法 |
|------------|--|--------------------------------------|
| 燃やすごみ | 燃やすごみとして市が処分するごみのうち、一時的に多量に出て、自己搬入できないごみ | 市で許可している一般廃棄物（ごみ）処理業者へ処理（収集運搬）を依頼する。 |
| 燃やさないごみ | 産業廃棄物に相当 | |
| かん類・ペットボトル | 産業廃棄物に相当 | ⇒P15収集・運搬計画の注意点参照 |
| びん類 | 産業廃棄物に相当 | ⇒P15収集・運搬計画の注意点参照 |
| 資源ごみ | 容器包装プラスチック製品 | 産業廃棄物に相当 |
| | プラスチック製品 | 産業廃棄物に相当 |
| | 小型家電・金属類 | 産業廃棄物に相当 |
| | 廃乾電池 | 産業廃棄物に相当 |
| 大型ごみ | 産業廃棄物に相当 | |
| 犬・猫の死体 | ※分別区分上は燃やすごみ | |

(5) 市で処理できないごみ

ア 特別管理一般廃棄物

| 廃棄物の具体例 | 運搬方法 | 処理方法 |
|---|---|--|
| 一般廃棄物である、エアコン・テレビ・廃電子レンジから取り出されたPCB使用部品 一般廃棄物である水銀使用製品 廃棄物から取り出された水銀 | 特別管理一般廃棄物で、処理のために自ら運搬する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の2の規定に準じ運搬する。 特別管理一般廃棄物で、処理のために自ら運搬することができない場合は、市の許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼する。 | 特別管理一般廃棄物 は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の2の規定に準じ処分する。 |
| 1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2㎡以上のごみ処理施設のうち焼却灰とばいじんが分離して排出されるものに設けられた集じん装置で捕集されたばいじん 上記のほか、火床面積が0.5㎡以上又は1時間当りの焼却能力が、50kg以上の一般廃棄物の焼却炉より排出されるばいじん、燃え殻又は汚泥及びこれを処分するための処理したもので、ダイオキシン類の含有量が3mg-TEQ/㎏を超えるもの 医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む又はそのおそれのある一般廃棄物 | 特別管理一般廃棄物で、処理のために自ら運搬する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の2の規定に準じ運搬する。 特別管理一般廃棄物で、処理のために自ら運搬することができない場合は、市の許可した一般廃棄物収集運搬業者に依頼する。 | 特別管理一般廃棄物 は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の2の規定に準じ処分する。 |

イ その他

| 項目 | 廃棄物の具体例 | 処理方法 |
|--------------------|--|--|
| 産業廃棄物 | 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、法令で定められたもの | 特別管理一般廃棄物 は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の2の規定に準じ処分する。 |
| 医療廃棄物 | 感染性一般廃棄物（医療機関等から排出される、血液の付着したガーゼなどの感染性病原体を含む又はそのおそれのある一般廃棄物） | 特別管理一般廃棄物 は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の2の規定に準じ処分する。 |
| 危険物 | ガスボンベ、ガソリン、シンナー、劇薬、農薬、廃油等 | 特別管理一般廃棄物 は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の2の規定に準じ処分する。 |
| 処理困難物 | タイヤ（ホイールを含む）、バッテリー、自動車（部品を含む）、バイク、農機具、ボイラー、耐火金庫、ヨット、ボート、小型船舶、ベンキ、ピアノ、電気温水器、ソーラーシステム、ソーラーパネル、消火器、ドラム缶、浴槽等 長さ180cm以上又は重さ50kg以上のもの（ただし、長さ210cm以下のスプリング入りマットレスは除く。） | 特別管理一般廃棄物 は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の2の規定に準じ処分する。 |
| 事業活動により生じた多量の一般廃棄物 | 事業活動に伴って発生した産業廃棄物以外の一般廃棄物で、多量のもの | 特別管理一般廃棄物 は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の2の規定に準じ処分する。 |
| 家電リサイクル法対象品目 | エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・プラズマ式・有機EL）、冷蔵庫・洗濯機、洗濯機・衣類乾燥機 | ※1 |
| 家庭系パソコンリサイクル対象品目 | 家庭から排出されるパソコン（デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、パソコン用ディスプレイ） | ※2 |
| 二輪車リサイクル対象品目 | 二輪車リサイクルシステム対象二輪車 | ※3 |

※1 a 引き取り義務がある小売業者に依頼する。
b 収集運搬業者許可業者に依頼する。
c 郵便局でリサイクル料金を振り込み、自ら指定引取場所へ運ぶ。

※2 a 製造又は輸入販売業者に依頼する。
b 一般社団法人パソコン3R推進協会に依頼する。

※3 a 自ら指定引取窓口へ運ぶ。
b 廃棄二輪車取扱店に依頼する。

(6) リサイクルを推進するため市で処理を行わないもの（再利用可能物の清掃センター搬入規制）

| 項目 | 廃棄物の具体例 | 処理方法 |
|-----------|---|---|
| 資源化できる古紙類 | 事業所及び家庭から排出される新聞紙（段ボール、雑誌、紙パック、その他の紙（紙製容器包装等）、機軸書紙、シュレッダー紙 ※ 平成22年7月1日から家庭系の古紙類を追加 事業者搬入の木くず類で資源化できるもの（木材、木材片、剪定枝、おがくず等） ※ 平成22年7月1日から規制 | a. 紙専門業者に依頼する。 b. 紙専門事業所へ運ぶ。 c. 収集運搬業者許可業者に依頼する。 民間の木質チップ化施設において資源化処理する。 |
| 木くず類 | 事業者搬入の木くず類で資源化できるもの（木材、木材片、剪定枝、おがくず等） ※ 平成22年7月1日から規制 | 民間の木質チップ化施設において資源化処理する。 |

(7) 在宅医療廃棄物

| 項目 | 廃棄物の具体例 | 処理方法 |
|-----------------|---|---|
| 集積所に出せない在宅医療廃棄物 | 注射針類、ペン型自己注射針、自己血糖測定針等、鋭利なもの | 受け取った医療機関又は薬局に戻す。 |
| 集積所に出せる在宅医療廃棄物 | 在宅医療用具を包んでいたプラスチック製の包装、噴霧式気管支拡張剤の吸入部分、結腸栄養剤の缶、注射液のびん等 | 性状に応じて「容器包装プラスチック」「製品プラスチック」「かん類・ペットボトル」「びん類」として集積所に排出する。その他のものは「燃やすごみ」として集積所に排出する。 |

※収集・運搬計画の注意点

- ・ 事業者自らや収集運搬業者による燃やすごみ・可燃系大型ごみの搬入先は、原則として南部清掃センターとする。
- ・ 従業員や顧客が廃棄した廃棄物について事業活動に伴う廃棄物として明確化し、その性状に応じて産業廃棄物か一般廃棄物に区分する。（平成23年4月から変更、経過措置を経て平成25年4月から完全施行）

2 中間処理計画

(1) 施設の概要

| | | | |
|------|--|------|----------------------|
| 施設名 | いわき市北部清掃センター | 施設名 | いわき市南部清掃センター |
| 所在地 | いわき市平上片寄字大平23番地 | 所在地 | いわき市泉町下川字境ノ町63番地の1 |
| 供用開始 | 昭和55年10月1日 | 供用開始 | 平成12年4月1日 |
| 処理能力 | 300t/24h (150t×2炉) | 処理能力 | 390t/24h (130t×3炉) |
| 施設名 | いわき市サイクルプラザクリンビーの家 | 施設名 | いわき市クリンビーの森 |
| 所在地 | いわき市渡辺町中釜戸字大石沢24番地の1 | 所在地 | いわき市渡辺町中釜戸字大石沢24番地の1 |
| 供用開始 | 平成9年7月 | 供用開始 | 平成9年7月 |
| 処理能力 | かん類、びん類、ペットボトル28t/日 (5h) プラスチック製容器包装20t/日 (5h) | 処理能力 | 有効埋立容量 |

(2) 中間処理計画

上記の施設の適正な保守点検・補修を継続し、引き続き施設の効率的な運用を図っていくこととする。

また、埋立処分量の削減や資源の有効利用のため、引き続き中間処理施設での積極的な資源回収やエネルギー利用を図っていくこととする。

3 最終処分計画

(1) 最終処分場の概要

| | | | |
|--------|------------------------|--------|------------------------|
| 施設名 | いわき市クリンビーの丘 | 施設名 | いわき市クリンビーの森 |
| 所在地 | いわき市山田町家ノ前31番地 | 所在地 | いわき市渡辺町中釜戸字大石沢24番地の1 |
| 埋立開始 | 昭和53年6月 | 埋立開始 | 平成9年7月 |
| 埋立方式 | 山間地準好気性埋立方式 | 処理能力 | 山間地準好気性埋立方式 |
| 有効埋立容量 | 520,000 m ³ | 有効埋立容量 | 600,000 m ³ |

(2) 最終処分計画

一般廃棄物ゼロ・エミッションの推進を図るほか、引き続き、ごみ排出抑制指導および中間処理施設におけるさらなる減量化・資源化を推進し、最終処分場の延命化を図ることとする。

4 許可計画

廃棄物処理法第7条第5項及び第10項の規定、並びに市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画2の(6)を踏まえ、いわき市における一般廃棄物処理業の許可に関する計画を次のとおり定める。

(1) 一般廃棄物収集運搬業

既存の許可業者の積載能力や運搬実績、また、排出量の減少傾向が今後も続くことと見込まれることなどを総合的に勘案すると、現行の許可業者で適正に収集運搬が図られているものと判断されることから、新規については次のように対応する。

- ・ 既存の許可業者等によって一般廃棄物の適正な収集及び運搬が行われているため、新たな法令等の整備により必要が生じた場合を除き、原則として許可しない。
- ・ ただし、処分業と併せて収集運搬業を行う場合、広域連携による処理に伴い収集運搬業を行う場合には、内容に応じ許可する。

※ 個人事業者については、許可内容の情報公開（市ホームページへの掲載を含む。）に同意することを条件とする。

(2) 一般廃棄物処分業

様々な技術を有する環境産業との協働により、ごみ焼却量・埋立量を極小化する観点から、多様な処分業者が市内に存在することが望ましいため、新規については次のように対応する。

- ・ ごみの減量化又は資源化を目的として処分業を営む場合で、適正に処理することが確実にある場合に許可する。

※ 個人事業者については、許可内容の情報公開（市ホームページへの掲載を含む。）に同意することを条件とする。

(3) 許可更新

更新に際しては、条例等で定められた義務（受入基準の遵守や一般廃棄物処理業実績報告書の提出など）を怠っていないこと、個人事業者については許可内容の情報公開（ホームページへの掲載を含む。）に同意することを条件とする。

- ・ 一般廃棄物処理における許可の性格を勘案し、許可情報を広く市民や排出事業者が利用可能にするため、情報公開に関する規定を特設した。
- ・ 適正処理の前提となる各種義務の履行を担保するための規定を設けた。
- ・ 許可計画は、平成22年度から実施計画に位置付けている（平成22年7月1日から適用）。

令和6年度一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

お問い合わせ いわき市生活環境部資源循環推進課
〒970-8686 福島県いわき市平字梅本21番地
TEL：0246-22-7529（直通） FAX：0246-22-7599
E-mail：shigenjunkansuisihin@city.iwaki.lg.jp
ホームページ：http://www.city.iwaki.lg.jp/

目次

| | |
|--------------------|---|
| 第1章 基本事項 | 1 |
| 1 計画の目的 | 1 |
| 2 計画期間 | 1 |
| 3 計画区域 | 1 |
| 4 生活排水の処理主体 | 1 |
| 5 し尿、浄化槽汚泥等計画処理量 | 1 |
| 第2章 し尿、浄化槽汚泥等の処理計画 | 2 |
| 1 収集・運搬計画 | 2 |
| 2 中間処理計画 | 2 |
| 3 最終処分計画 | 2 |
| 4 許可計画 | 2 |

令和6年度 一般廃棄物（生活排水）処理実施計画

令和6年3月
いわき市

第1章 基本事項

1 計画の目的

河川の水质汚濁は、工場、事業所等からの排水規制が進んだことにより、一般家庭から排出されるいわゆる生活排水による汚濁負荷の割合が相対的に上昇しており、生活排水に対する取組みの必要性が高まっている。

このため、「いわき市総合生活排水対策方針」（令和3年3月政定）において、令和12年度までに汚水処理人口普及率を95.6%とすることを目標として定め、公共下水道や合併処理浄化槽などの各種生活排水処理施設の整備を計画的に進めているところである。

本計画は、これらの施設での生活排水処理の過程で発生する汚泥等を適正に処理するとともに、将来人口の見通しや施設の老朽化等を勘案しながら、将来にわたり安定して生活排水を処理するため、令和6年度において必要な施策を定めるものである。

2 計画期間

本計画の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

3 計画区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とする。

4 生活排水の処理主体

| 種別 | 収集（清掃）・運搬 | 中間処理 | | 最終処分 |
|--------|-----------|-------|--|-------------|
| | | 主体 | 処理方法 | |
| し尿 | 許可業者 | 市（直営） | し尿等処理施設2箇所及び 下水道処理施設2箇所（東部浄 化センター、南部浄化センター）で 処理 | 埋立及び 資源化 |
| 浄化槽汚泥等 | | | | |

※ 浄化槽汚泥等（合併処理浄化槽汚泥、単独処理浄化槽汚泥及び農業集落排水施設汚泥）

※ し尿処理施設及び下水道処理施設で脱水処理された汚泥は、焼却後に資源化

5 し尿、浄化槽汚泥等計画処理量

（単位：kl）

| 種別 | 令和6年度計画処理量 |
|--------|------------|
| し尿 | 15,888 |
| 浄化槽汚泥等 | 97,587 |
| 合計 | 113,475 |

第2章 し尿、浄化槽汚泥等の処理計画

1 収集・運搬計画

現行の許可方式を継続する。

なお、し尿・浄化槽汚泥等・全体量のすべてにおいて減少傾向にあるため、市域に点在する各処理施設への収集体制の効率化、円滑化を図るものとする。

2 中間処理計画

本市のし尿、浄化槽汚泥等の処理は、次表のし尿処理施設2箇所及び下水道処理施設2箇所で行う。

また、市域が広域であることから、し尿収集料金の均一化とともに各処理施設への搬送を効果的にするため、3箇所の中間槽を設置し、各処理施設への中間輸送を実施する。

| 区分 | 施設名 | 所在地 | 供用開始年月日 | 処理能力 |
|-------------|-------------------------|-----------------------|----------|---------|
| し尿等 処理施設 | 中部衛生センター | いわき市 常磐藤原町滝沢37番地の1 | 平成元年4月 | 60kl/日 |
| | 北部浄化センター （浄化槽汚泥処理施設） | いわき市 平下神谷字天神77番地 | 平成28年4月 | 140kl/日 |
| 下水道 処理施設 | 東部浄化センター | いわき市 小名浜字吹松17番地の1 | 昭和44年10月 | 72kl/日 |
| | 南部浄化センター | いわき市 錦町浜田27 | 令和5年4月 | 89kl/日 |

3 最終処分計画

し尿処理施設及び下水道処理施設で脱水処理された汚泥は、市の焼却施設で焼却処理後、民間施設で資源化を行うものとする。

4 許可計画

一般廃棄物（ごみ）処理実施計画の内容を準用する。

5 廃棄物処理行政のあゆみ

| 年 | いわき市 | | 主な廃棄物関連法 | |
|---------|------|--|----------|--|
| 明治 33 年 | | | 4 月 | ・「汚物掃除法」施行 |
| 昭和 29 年 | | | 7 月 | ・「清掃法」施行。「汚物掃除法」の廃止 |
| 昭和 41 年 | 10 月 | ・いわき市発足、旧 5 市 2 町の条例移行 | | |
| 昭和 44 年 | 10 月 | ・東部浄化センター供用開始 | | |
| 昭和 45 年 | | | 12 月 | ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」公布（昭和 46 年 9 月施行） ・「海洋汚染防止法」公布 |
| 昭和 47 年 | 6 月 | ・北部衛生センター供用開始 | 6 月 | ・「廃棄物処理施設整備緊急措置法」公布 |
| 昭和 49 年 | 10 月 | ・北部浄化センター供用開始 | | |
| 昭和 50 年 | 3 月 | ・「いわき市憩いの家条例」制定（同年 5 月施行） | 12 月 | ・「廃棄物処理法」及び「海洋汚染防止法施行令」改正 |
| | 5 月 | ・「いわき市憩いの家条例施行規則」施行 ・南部憩いの家建設 | | |
| | | ・南部清掃センター（泉町）建設 | | |
| 昭和 52 年 | 3 月 | ・「遠野し尿中継槽」及び「三和し尿中継槽」設置 | 3 月 | ・「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」公布 |
| | 4 月 | ・し尿処理に関して、定時収集・人頭制料金方式の導入 ・南部衛生センター供用開始 | | |
| | 12 月 | ・ごみの分別収集の実施について検討するため、「いわき市ごみ収集処理改善対策協議会」設置 | | |
| 昭和 53 年 | 6 月 | ・山田埋立処分地（山田町）埋立開始 | | |
| 昭和 54 年 | 7 月 | ・八日十日埋立処分地（四倉町）建設 | | |
| 昭和 55 年 | 2 月 | ・「いわき市ごみ収集処理改善対策協議会」より、ごみ分別収集の実施及び市規格ごみ袋の導入について最終意見の提出 | | |
| | 10 月 | ・北部清掃センター（平上片寄）供用開始 | 11 月 | ・「廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約（海洋投棄規制条約・ロンドン条約）発効 |
| 昭和 56 年 | 3 月 | ・「いわき市運動場条例施行規則」策定（同年 5 月施行） | | |

| 年 | いわき市 | | 主な廃棄物関連法 | |
|-------|------|--|----------|-------------------------------|
| | 4月 | ・ごみ分別収集(「燃えるごみ」「燃えないごみ」「大型ごみ」)を実施(3分別)。無色透明の市規格ごみ袋・事業者専用ごみ袋を定める。集積所(表示せず)は集積所利用者により共同管理することを定める。 | | |
| | 5月 | ・北部憩いの家建設 | | |
| | 10月 | ・いわき市清掃デー制定検討委員会設置 | | |
| 昭和57年 | 5月 | ・「いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動」実施 | | |
| 昭和58年 | | | 5月 | ・「浄化槽法」施行 |
| 昭和59年 | 7月 | ・し尿処理に関して、直営収集を廃止し、許可業者による収集を開始 | | |
| | | ・ごみ分別収集に「廃乾電池」を加える(4分別)。 ・八日十日リサイクルセンター(八日十日埋立処分地内)建設 | | |
| 昭和60年 | | ・山田リサイクルセンター(山田埋立処分地内)建設 | | |
| 昭和61年 | 3月 | ・「いわき市災害時におけるし尿くみ取料金の助成等に関する要綱」制定 | | |
| 昭和63年 | 4月 | ・「いわき市不法投棄等の防止に関する要綱」制定・実施 | | |
| 平成元年 | 4月 | ・「いわき市災害時におけるし尿くみ取料金の助成等に関する要綱」実施 ・山田粗大ごみ処理施設(山田埋立処分地内)供用開始 ・中部衛生センター供用開始 | | |
| | 11月 | ・紙類分別回収事業(新聞紙、雑誌類、段ボール)実施(5分別) | | |
| 平成2年 | 3月 | ・「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定(計画期間:平成2年度~平成15年度) | | |
| | 4月 | ・「いわき市不法投棄等の防止に関する要綱」改正・紙類分別回収報奨金制度実施 | 12月 | ・「ダイオキシン類発生防止等ガイドライン」策定 |
| 平成3年 | | | 4月 | ・「再生資源の利用の促進に関する法律」(リサイクル法)制定 |

| 年 | いわき市 | | 主な廃棄物関連法 | |
|------|------|--|----------|--|
| | | | 10月 | ・「廃棄物処理法」改正。処理業者への規制強化やマニフェスト制度の導入等 |
| 平成4年 | | ・ごみ収集を市直営から民間委託に移行（小名浜、常磐、内郷、四倉、久之浜・大久） | 5月 | ・「産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律」公布 |
| | | | 12月 | ・「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）」施行 ・「廃棄物処理法」改正。廃棄物の輸出入規制 |
| 平成5年 | 4月 | ・「いわき市不法投棄等の防止に関する要綱」改正 | 9月 | ・有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分に規制に関する「バーゼル条約」加入 |
| | 5月 | ・「いわき市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱」施行 | 11月 | ・環境基本法公布 |
| | 7月 | ・生ごみ自家処理容器購入費補助制度実施 ・「川前し尿中継槽」設置 | | |
| | 9月 | ・「いわき市廃棄物減量等推進審議会」設置 | | |
| | | ・ごみ減量啓発ビデオ「ごみと呼ばないで」制作 | | |
| 平成6年 | 3月 | ・八日十日埋立処分地埋立終了 | 3月 | ・廃棄物処理法第6条の3の規定に基づく一般廃棄物の指定（ゴムタイヤ、大型テレビ、大型冷蔵庫、スプリング入りマットレス） |
| | 11月 | ・いわき市廃棄物減量等推進審議会から「いわき市のごみの減量化、リサイクルの有効な方策等についての中間報告」の提出 | | |
| | | ・「ごみ・コミュニケーション懇談会」実施 ・ごみ収集を市直営から民間委託に移行（平、勿来、遠野、小川、好間、三和、田人、川前） | | |
| 平成7年 | 2月 | ・ごみ減量マスコットキャラクター「クリンピー」を一般公募により作成 | 6月 | ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（容器包装リサイクル法）公布（同年12月第1段階施行、平成9年4月本格施行）。ガラス製容器、ペットボトルについて平成9年度から再商品化を義務付け。紙製・プラスチック製容器包装については平成12年度から義務付け |
| | | ・リサイクル啓発ビデオ「リサイクルってな～に？」制作 ・簡易焼却器試用モニター実施 | | |

| 年 | いわき市 | | 主な廃棄物関連法 | |
|---------|------|--|----------|---|
| 平成 8 年 | 3 月 | ・「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定（計画期間：平成 8 年度～平成 22 年度） | 3 月 | ・「容器包装廃棄物の分別収集及び分別基準適合物の再商品化の促進等に関する基本方針」策定 |
| | 9 月 | ・いわき市廃棄物減量等推進審議会から「ごみ細分別収集の実施」について提言 | 5 月 | ・「容器包装リサイクル法第 7 条第 1 項の規定に基づく平成 9 年度以降の 5 年間についての分別基準適合物の再商品化に関する計画」策定 |
| | 12 月 | ・「いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」制定 | | |
| 平成 9 年 | 3 月 | ・「いわき市リサイクルプラザクリンピーの家条例」制定（同年 7 月施行） ・「いわき市リサイクルプラザクリンピーの家条例施行規則」制定（同年 7 月施行） | 1 月 | ・「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（新ガイドライン）」策定 |
| | 6 月 | ・「ごみ細分別収集」を実施。（5 分別から 8 分別） ・「いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則」制定（平成 9 年 7 月施行） | 6 月 | ・「環境影響評価法」公布（平成 11 年 6 月施行） ・「廃棄物処理法」改正。再生利用認定制度の新設等 |
| | 7 月 | ・「いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」施行 ・「リサイクルプラザクリンピーの家」供用開始 ・「クリンピーの森」埋立開始 ・山田埋立処分地を「クリンピーの丘」へ名称変更 ・八日十日リサイクルセンター、山田リサイクルセンターが業務終了 | 8 月 | ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」「同施行規則」改正 |
| 平成 10 年 | 7 月 | ・「いわき市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱」を改正し、家庭用生ごみ処理機購入費補助制度を実施 | 6 月 | ・「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）公布（平成 13 年 4 月本格施行）。テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコンについて平成 13 年度から再商品化義務 |
| | | ・リサイクル啓発ビデオ「みんなでリサイクル」を制作 ・幼児向けごみ減量意識啓発紙芝居「クリンピーとごみ太郎」を制作 | | |
| 平成 11 年 | 2 月 | ・「いわき市災害時におけるし尿くみ取料金の助成等に関する要綱」改正 | 3 月 | ・「ダイオキシン対策推進基本方針」決定 |
| | 7 月 | ・いわき市廃棄物減量等推進審議会より『「その他のプラスチック製容器包装」及び「その他の紙製容器包装」に係る分別収集実施』について提言 | 7 月 | ・「ダイオキシン類対策特別措置法」公布（平成 12 年 1 月施行） |

| 年 | いわき市 | | 主な廃棄物関連法 | |
|-------|------|---|----------|--|
| | 11月 | <ul style="list-style-type: none"> 「いわき市不法投棄等の防止に関する要綱」改正 (一部は平成12年4月) | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> 幼児向け意識啓発「ぬり絵」を制作 親子ごみ処理施設見学会を実施 | | |
| 平成12年 | 3月 | <ul style="list-style-type: none"> 「いわき市ポイ捨て防止による美化推進条例」制定 | 4月 | <ul style="list-style-type: none"> 「家電リサイクル法」本格施行 「容器包装リサイクル法」完全施行 |
| | 4月 | <ul style="list-style-type: none"> 南部清掃センター(泉町)を建て替え供用開始 | 5月 | <ul style="list-style-type: none"> 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」公布 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」公布(同年11月一部施行) 「浄化槽法」一部改正(平成13年4月施行) |
| | 8月 | <ul style="list-style-type: none"> 「いわき市ポイ捨て防止による美化推進条例施行規則」制定(同年10月施行) | | |
| | 10月 | <ul style="list-style-type: none"> 「いわき市ポイ捨て防止による美化推進条例」施行。「自主的な美化活動支援制度」の実施 | 6月 | <ul style="list-style-type: none"> 「循環型社会形成推進基本法」公布(平成13年1月施行) 「再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)」が「資源の有効な利用の促進に関する法律(改正リサイクル法)」へ改正 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」公布 「廃棄物処理法」改正。発生抑制対策の強化等 |
| 平成13年 | 3月 | <ul style="list-style-type: none"> 新・いわき市総合計画「ふるさと・いわき21プラン」策定 「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定(計画期間:平成13年度~平成27年度) | 2月 | <ul style="list-style-type: none"> 「環境物品等の調達推進に関する基本方針」策定 |
| | 4月 | <ul style="list-style-type: none"> 家電4品目(エアコン・テレビ・洗濯機・冷蔵庫)を大型ごみの対象から除く。 | 4月 | <ul style="list-style-type: none"> 「改正・廃棄物処理法」「家電リサイクル法」「資源有効利用促進法」「グリーン購入法」完全施行 |
| | 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ポイ捨てさせない「環境づくり」のために、自主的な美化活動(アダプト・プログラム、のちのクリーンピー応援隊)の支援事業を実施 | 5月 | <ul style="list-style-type: none"> 「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」策定 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針」策定 「建設リサイクル法」一部施行 「食品リサイクル法」完全施行 |

| 年 | いわき市 | | 主な廃棄物関連法 | |
|---------|------|--|----------|--|
| 平成 13 年 | | <ul style="list-style-type: none"> ・(新)ごみ細分別啓発ビデオ「リサイクルはみんなの手で」制作 | 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「浄化槽法」改正。単独処理浄化槽の新設禁止 ・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法（PCB 特別措置法）」公布 |
| | | | 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「PCB 特別措置法」施行 |
| 平成 14 年 | 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・『「その他のプラスチック製容器包装」及び「その他の紙製容器包装」に係る分別収集』実施（8 分別から 9 分別へ） | 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物処理法施行令」改正。し尿等の海洋投入の禁止 |
| | | | 5月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「建設リサイクル法」完全施行 |
| | 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・大型ごみ受付業務を市直営から民間委託に移行 | 7月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」公布 ・「使用済自動車の再資源化等に関する法案」公布 |
| | 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・いわき市廃棄物減量等推進審議会より「ごみ処理手数料の見直し」及び「大型ごみの有料化」の実施に関する意見書の提出 | | |
| 平成 15 年 | 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例・規則」の改正により、大型ごみの有料収集、事業者専用袋の1袋目からの使用、ごみ直接搬入時の処理手数料及び死犬等収集処理手数料を改定。事業者専用袋とごみ直接搬入手料は、1年間の経過措置期間を設ける。 ・パソコンを小型電器製品・金属類と大型ごみの対象から除く。 | 3月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「循環型社会形成推進基本計画」策定 |
| | | | 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」策定 |
| | | | 6月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）」公布・施行。不法投棄の未然防止、リサイクルの推進 ・「廃棄物処理法」の一部改正（同年12月施行）。平成10年6月以前に不適正処分された産業廃棄物の支障の除去のための財政支援 |
| | | | 10月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「改正資源有効利用促進法」が施行（家庭向けのパソコンやディスプレイの回収とリサイクルをメーカーに義務付け） |
| | | | 12月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物処理法」完全施行 |
| 平成 16 年 | 4月 | <ul style="list-style-type: none"> ・冷凍庫を大型ごみの対象から除く。 ・「いわき市不法投棄等の防止に関する要綱」改正 | 1月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物処理法施行令」改正・公布。PCB 汚泥等の特別管理産業廃棄物へ追加、PCB 廃棄物に係る収集運搬基準の創設 |

| 年 | いわき市 | | 主な廃棄物関連法 | |
|-------|------|---|----------|--|
| | 9月 | ・事業者専用袋とごみ直接搬入手数料の経過措置期間終了 | 4月 | ・家電リサイクル法の対象品目に冷凍庫を追加 ・「廃棄物処理法」一部改正（同年10月施行）。事故等の措置、罰則の強化等 |
| | | | 9月 | ・「廃棄物処理法施行令」改正。指定有害廃棄物の指定、廃棄物処理に関する基準の強化・明確化等 |
| | | | 12月 | ・「廃棄物処理法施行令」改正。指定区域の指定 |
| 平成17年 | | | 1月 | ・「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（自動車リサイクル法）完全施行 |
| | | | 9月 | ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令」公布 |
| 平成18年 | 3月 | ・「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定（計画期間：平成18年度～平成32年度） | 6月 | ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律」公布。容器包装廃棄物の3Rの推進、リサイクルに要する社会全体のコストの効率化、国・自治体・事業者等すべての関係者の連携 |
| 平成18年 | 10月 | ・事業系古紙の清掃センターへの搬入を規制（家庭古紙と同様の5種類） ・「自主的な美化活動支援制度」の愛称が「クリーンピー応援隊」に決定する。 | 7月 | ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布。アスベストを含む廃棄物の処理基準強化、「アスベスト無害化処理認定制度」の関連基準整備 |
| | 12月 | ・事業系木屑の木質チップ化処理施設への誘導 ・いわき市廃棄物減量等推進審議会より「一般廃棄物ゼロ・エミッション化への取組み」などについて、意見書として取りまとめ、市長に提出 | 10月 | ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布（平成19年4月施行）。以下のものについて海洋投入処分を禁止。①全ての一般廃棄物、②公共下水道・流域下水道から除去した汚泥、③動植物性残さ・家畜ふん尿のうち、油分や有害物質の含有基準を満たさないもの。 |

| 年 | いわき市 | | 主な廃棄物関連法 | |
|-------|------|---|----------|---|
| | | | 11月 | ・「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」ほか公布（平成19年4月施行）。プラスチック製容器包装の再商品化手法の追加（固形燃料等）、指定容器包装利用事業者の業種の指定、容器包装多量事業者の要件 |
| 平成19年 | 4月 | <ul style="list-style-type: none"> 燃えないごみに排出されるプラスチックについて、燃えるごみへ分別区分を変更するとともに、「リサイクルするプラスチック」を2週に1回から週1回の収集に変更 事業系古紙の清掃センターへの搬入規制（機密書類・シュレッダー紙） | 6月 | ・「一般廃棄物会計基準」、「一般廃棄物処理有料化の手引き」及び「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」制定 |
| | | | 9月 | ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布（平成20年4月施行）。物品賃貸業に係る木くず等を産業廃棄物に追加 |
| | | | 10月 | ・「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画の変更」公表 |
| 平成20年 | 4月 | ・事業活動により生じた木製パレットの清掃センターへの搬入規制 | 3月 | ・「第2次循環型社会形成推進基本計画」閣議決定 |
| 平成21年 | 2月 | ・市内4事業者34店舗において、レジ袋の有料化開始 | 4月 | ・家電リサイクル法施行令の改正に伴う同法対象機器追加（液晶テレビ・プラズマテレビ・衣類乾燥機） |
| | 3月 | ・「いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」改正。市長及び市長が指定した者以外による、集積所に排出された廃棄物の収集、運搬の禁止。10月より施行 | | |
| | 4月 | ・「いわき市憩いの家条例」及び「いわき市憩いの家条例施行規則」改正。1回につき50円の使用料の徴収 | | |
| 平成22年 | 1月 | <ul style="list-style-type: none"> 「燃えないごみ」の中の金属製のごみの分別区分の変更。これまで「燃えないごみ」としていた刃物や小さい金属製品を「小型電器製品・金属類」に変更。 かんのふたやびんのふた（金属製）を「かん類・ペットボトル」へ変更 | 5月 | ・「廃棄物処理法」の一部改正（平成22年6月7日一部施行） |
| | | | 12月 | ・「廃棄物処理法施行令」の一部改正（平成23年4月1日施行） |

| 年 | いわき市 | | 主な廃棄物関連法 | |
|---------|------|---|----------|--|
| 平成 23 年 | 1 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「燃えるごみ」を「燃やすごみ」、「燃えないごみ」を「燃やさないごみ」、「リサイクルするプラスチック」を「容器包装プラスチック」、「小型電気製品・金属類」を「小型家電・金属」へ分別名称の変更・これまで「燃やすごみ」としていた硬質プラスチックを「製品プラスチック」として分別収集開始（9 分別→10 分別） ・新聞紙、段ボール、紙パック、雑誌以外のリサイクルできる紙を「その他の紙」として分別区分を変更 | 1 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物処理法施行規則」の一部改正（平成 23 年 4 月 1 日一部施行） |
| | 4 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・顧客・従業員の嗜好により排出される「かん類・ペットボトル」、「びん類」、「容器包装プラスチック」の事業系一般廃棄物を産業廃棄物に区分変更（猶予期間） | 7 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物処理法施行令」の一部改正（平成 23 年 7 月 8 日施行） |
| | 10 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・市民搬入ごみのうち、焼却・埋立に係るごみの処理手数料の 100kg 以下無料化を 10 月 1 日に廃止 | 8 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法」公布・施行 |
| 平成 24 年 | 1 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「製品プラスチック」の分別区分を一部変更 | 3 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」閣議決定 |
| 平成 25 年 | 4 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・顧客・従業員の嗜好により排出される「かん類・ペットボトル」、「びん類」、「容器包装プラスチック」の事業系一般廃棄物を産業廃棄物に区分変更（本格実施） | 1 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物処理法施行令」の一部改正 ・「廃棄物処理法施行規則」の一部改正（平成 25 年 6 月 1 日施行） |
| 平成 26 年 | 4 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例・規則」の改正により、大型ごみの収集、運搬及び処分の手数料、死犬等収集処理手数料を改定 ・「いわき市運動場条例」の改正により、夜間照明設備使用料を改定 | 3 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「廃棄物処理法施行規則」の一部改正（平成 26 年 3 月 26 日施行） |
| 平成 28 年 | 3 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・北部衛生センター廃止 ・「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を一部改定 | | |
| 令和元年 | 10 月 | <ul style="list-style-type: none"> ・「いわき市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例・規則」の改正により、大型ごみの収集、運搬及び処分の手数料、死犬等収集処理手数料を改定 ・「いわき市運動場条例」の改正により、夜間照明設備使用料を改定 | | |

| 年 | いわき市 | | 主な廃棄物関連法 | |
|------|------|---|----------|---|
| 令和3年 | 3月 | ・「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を策定 (計画期間：令和3年度～令和12年度) | | |
| | 4月 | ・「山田粗大ごみストックヤード」供用開始 | 6月 | ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」 (令和3年6月11日公布) |
| 令和4年 | 3月 | ・「いわき市災害廃棄物処理計画」を策定 | 4月 | ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」施行（令和4年4月1日） |
| 令和5年 | 3月 | ・南部衛生センター廃止 | | |
| 令和6年 | 7月 | ・「いわき市家庭用生ごみ処理機等購入費補助金交付要綱」を一部改正 | | |
| 令和7年 | 3月 | ・中部衛生センター廃止 ・大型ごみ収集に係るLINEによる申し込み受付開始 ・「いわき市災害廃棄物処理計画」を一部改正 | | |

令和6年度 清掃事業概要

令和7年3月発行

編集・発行 いわき市生活環境部資源循環推進課

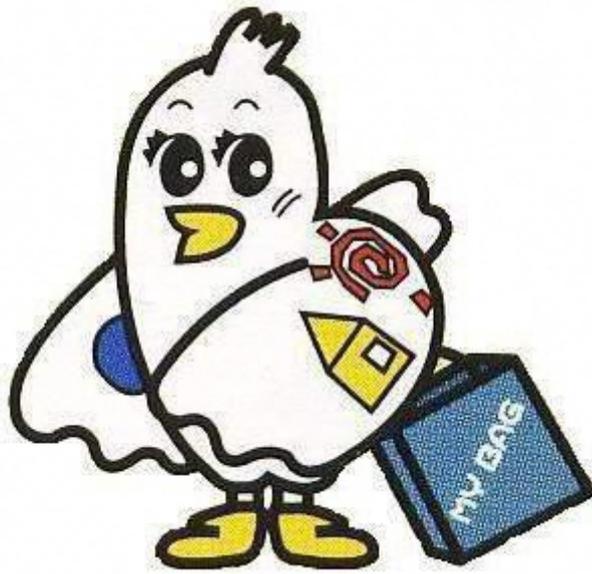
〒970-8686 いわき市平字梅本21番地

電話番号 0246(22)7559

F A X 0246(22)7599

U R L <http://www.city.iwaki.lg.jp>

小さな減量、みんなで行えば大きな減量!!



いわき市ごみ減量キャラクター「**クリーンピー**」